

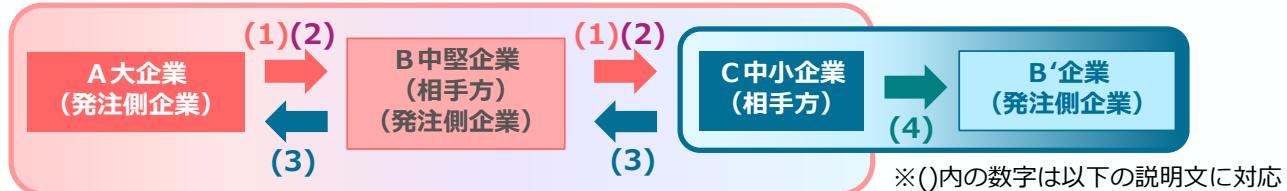
サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップ構築促進に向けた想定事例及び解説（概要）

2025年12月26日
経済産業省・公正取引委員会

- 経済産業省及び公正取引委員会では、「サプライチェーン全体のサイバーセキュリティの向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて」を補足するため、**発注者・相手方双方を対象とした、独占禁止法・取適法上「問題とならない」想定事例及びその解説文書を作成。**
- 想定事例は、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に基づく対策要請を円滑に行い、発注者側・相手方がパートナーシップを構築してセキュリティ対策と価格交渉を実施し、円満に合意するものとしている。

【想定事例】

【サプライチェーンのイメージと想定事例の各場面】



(1) セキュリティ対策実施の要請

A（大企業）は、相手方であるB（中堅企業）に対し、
①組織ガバナンス・取引先管理、システム防御・検知、
事案対応等の対策の実施（＊）、②Bの相手方であるC
(中小企業)に対し①と同様の対策を講ずることを要請
(*) 「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SC対策評価制度）」中の「★4」に相当

(2) 要請に当たってのパートナーシップの構築

Aは、自社の対応方針を定め、B・Cに対する説明会を定期的に開催（講すべきセキュリティ対策の内容や国の支援策等を説明）。また、AからB、BからCに対し、費用負担の考え方、セキュリティ対策が価格交渉の対象になる旨、価格交渉に積極的に対応する旨を周知。

(3) 要請への対応と価格交渉の実施

B・Cは、それぞれ発注者側から受けた説明により対策の必要性を理解し、国[†]の支援策を活用することで要請された対策を安価に実現。対策に要したコストに関し、発注者側による説明に基づき価格交渉を実施し、円満に合意。結果を双方が書面に記録して保存。

(4) 要請を行っていない発注者側企業への対応

Cは、要請を受けていないB'（中堅企業）とも価格交渉を行うため、取引かけこみ寺などの支援機関へ相談。得られた助言に基づき、Bとの交渉で用いた費用負担の考え方等を整理した上でB'に対し価格交渉を申し入れ、対策の必要性や同社との取引割合などを勘案した費用負担の考え方等を説明。交渉は円満に合意に達し、結果を双方が書面に記録して保存。

【想定事例解説】

想定事例を補足するため、以下の点について解説を作成。

- ① SC対策評価制度に基づいたセキュリティ対策要請が合理的範囲を超えた負担を課すものではないこと。
- ② 発注者・相手方双方でパートナーシップを構築することの必要性や重要性。
- ③ セキュリティの経費が物件費や人件費などの間接経費として計上されること。
- ④ 価格交渉の考え方や、要請をしていない発注者側企業に対する価格交渉に当たって支援機関を活用すること。
- ⑤ 取引かけこみ寺や公正取引委員会の事前相談制度・一般相談・事例集の紹介。

【今後の取組】

本文書について、経済団体や中小企業支援機関等に協力いただきつつ、大企業・中小企業等の双方に対して、普及展開を進めていく。